

# 当院の施設基準に関する告示

## 基本診療料：

### ◆ 精神病棟入院基本料（15対1）

- 1日に看護を行う看護職員の数は常時、当該病棟の入院患者様の数に対し15対1の割合で勤務しています。
- 看護補助加算1：当該病棟の看護補助者数は入院患者様の数に対し30対1以上の割合で配置しています。
- 看護補助体制充実加算：看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する十分な体制を有しています。
- 診療録管理体制加算：当院では委員会を設置し、適切に診療録を取り扱う体制を整えています。
- 看護配置加算：70%以上看護師を配置しています。
- 療養環境加算：2病棟においては、1病床あたり8㎡以上の広さを確保しています。
- 精神科身体合併症管理加算：身体合併の治療は、精神科医と内科医が協力して治療を行います。
- データ提出加算2イ及び4イ：  
厚生労働省が実施しているDPC調査に参加し、患者様の情報を匿名化したデータを提出しています。

### ◆ 特殊疾患病棟入院料2

- 1日に看護を行う看護職員及び看護補助者の数は常時、当該病棟の入院患者様の数に対し10対1の割合で勤務しています。
- データ提出加算2イ及び4イ：  
厚生労働省が実施しているDPC調査に参加し、患者様の情報を匿名化したデータを提出しています。

### ◆ 認知症治療病棟入院料1

- 1日に看護を行う看護職員及び看護補助者の数は常時、次の割合で勤務しています。
  - 看護職員の数は当該病棟の入院患者様の数に対し20対1の割合で勤務しています。
  - 看護補助者の数は当該病棟の入院患者様の数に対し25対1の割合で勤務しています。
- 認知症夜間対応加算：夜間の看護要員は3名以上配置しています。
- 精神科身体合併症管理加算：身体合併の治療は、精神科医と内科医が協力して治療を行います。
- データ提出加算2イ及び4イ：  
厚生労働省が実施しているDPC調査に参加し、患者様の情報を匿名化したデータを提出しています。

## 特掲診療料：

- ◆ CT撮影（16列以上64列未満のマルチスライスCT）
- ◆ 認知症患者リハビリテーション料
- ◆ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- ◆ 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ）
- ◆ 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）
- ◆ 精神科作業療法
- ◆ 医療保護入院等診療料

## 入院時食事療養費・生活療養費：

### ◆ 入院時食事療養（I）

- 「入院時療養（I）」の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。